

平成 15 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準適用指針公開草案第 6 号
「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」
に対する意見等について

社団法人 全国信用金庫協会

このたび公表された標記「適用指針（案）」に関しまして、下記のとおり
意見、質問を申し上げます。

記

1. 資産のグルーピングについて（6、7、64、66 項）

信用金庫は、中小零細企業を主たる取引先とする協同組織の地域金融機関であって、事業免許を受けた一定の地区内においてのみ店舗を配置しており、店舗ネットワークによる金融サービスの提供は、本支店全体で一体性を成して行っている。

店舗展開（統廃合を含む）に関しては、営利目的・採算重視の企業とは異なり、地域住民や会員の生活利便性を最重視し、地域経済の公器としての使命を果たすことを至上命題としていることから、単なる採算だけでは判断できないという一面を有している。

したがって、各店舗のキャッシュ・イン・フローは極めて相互依存的なものとなっており、店舗単位で切り離れたときには他の店舗から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすこととなるため、信用金庫におけるグルーピングは必然的に本支店全体という範囲にならざるを得ないと考えらるがどうか。

また、第 64 項の(1)では、「事業の種類や業態によっては、企業の継続的な収支が当該事業を行っている大きさでしか把握されていないことがあるが、管理会計上の目的や効果から合理性を有するものに限ら

れることに留意する必要がある。」とあり、第 64 項の(2)では、「稀ではあるが、法規制によって企業に製品やサービスの供給義務があり、このため、販売価格の規制や広い安全管理義務、拡張撤退が自由に行えないような場合には、供給義務が課されている資産又は複数の資産から生ずるキャッシュ・イン・フローには相互補完的な影響があることに該当すると考えられる。」とあるが、信用金庫においては、これらに基づいて検討するということが良いか。

なお、第 64 項の(1)中の「管理会計上の目的や効果から合理性を有するもの」にある「合理性」とは、具体的にどのような内容をいうのか、例示願いたい。

前述のとおり、信用金庫においては、事業全体が一つの資産グループを形成していると考えているが、資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱うものについて、適用指針中の次の 2 例の他に独立した単位として取り扱うべきものはあるか。考えられるものがあるとするれば、具体的にどのようなものがあるか、例示願いたい。

また、次の 2 例については、「重要性の乏しいものは、これまでの使用状況等に鑑みて、資産グループに含めて取り扱われることができる」とされているが、使用されている「重要な」及び「重要性の乏しい」の表現は、具体的にどのようなことをいうのか、例示願いたい。

- ・ 取締役会等において、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定が行われ、その代替的な投資予定もないなど、これらに係る資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合に該当する資産のうち重要なもの
- ・ 将来の使用が見込まれていないもので、重要な遊休資産

第 7 項では、「企業が将来の使用を見込んでいる遊休資産は、その見込みに沿って、グルーピングを行うこととなる。」とされているが、例えば、店舗移転予定地を取得したが、店舗としての使用見込みに変更はないものの、景気の低迷に伴う投資の抑制から、未だ利用時期が定まらない状況にある土地についてもこれに該当すると判断して良いか。

金融機関においては、金融機関の救済や破綻に伴い、公的な要請等に基づき、固定資産（店舗）の譲受等といった特殊な事情を有するケースがあるが、このような状況に係るものについては、特段の配慮があるべきと考えるがどうか。

2．減損の兆候について（11項）

「営業活動から生じる損益」は、金融機関においては「業務純益ベース」で考えるということが良いか。

3．主要な資産について（94項）

「土地等が当該資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産と考えられる場合に限られる。」とあるが、金融機関の場合、固定資産と将来キャッシュ・フロー生成能力の関連づけが難しく、店舗立地、帳簿価額の構成割合から検討すると、土地が最も重要な構成資産と考えられる。

「最も重要な構成資産」についての判断基準を示していただきたい。

4．減損損失の認識について

減損損失の認識にあたり、割引前将来キャッシュ・フローを見積る必要があるが、実務面で適切かつ容易な運用が可能となるよう、信用金庫や中小企業等の経営実態を踏まえた見積方法（簡便法等）についても幅広く検討していただくとともに、それらの事例を示していただきたい。

5．正味売却価額について（27項）

正味売却価額の算定においては、不動産について、市場価格が観察できない場合で、自社における合理的な見積りが困難なときは、「不動産鑑定士から鑑定評価額を入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる」とされているが、不動産鑑定士補による鑑定評価額も合理的に算定された価額に含めてよいか。

また、不動産鑑定士による鑑定評価には、正式な本鑑定以外に、一般的に「簡易鑑定」（1件あたり7万～10万円程度）と称されているものは含めてよいか。

6．将来キャッシュ・フローの見積り（37、38項）

第37項では「将来キャッシュ・フローの見積りには、利息の支払額並びに法人税等の支払額及び還付額を含めない」、第38項では「将来キャッシュ・フローの見積りには、利息の受取額を含めない」とあるが、金融機関の場合には、営業活動上、預金利息の支払いや貸出金利息の受取り等を行っていることから、利息の受け払いに係るキャッシュ・フローを将来キャッシュ・フローの見積りから除くと、実態と大きく乖離することとなる。したがって、利息の受け払いを営業活動上を行っている業態においては、将来キャッシュ・フローの見積りに利息の受け払いを当然にして含めるべきと考えるが、その旨を明記していただきたい。

7．損失処理の弾力化（激変緩和措置）について

『固定資産の減損に係る会計基準』では、「減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失とする。」こととされているが、導入初年度における損失額が著しく多額となることも考えられ、財務諸表における期間損益を歪める恐れがある。

については、『適用指針』においては、退職給付会計での会計基準変更時差異の取扱いと同様、通常の会計処理とは区分して一定年数の按分額を当該年数に亘って費用処理できるよう、激変緩和措置（経過措置）を設けていただきたい。

8．再評価を行った土地の取扱いについて（59、134項）

「土地の再評価に関する法律」は、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めることにより、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与することを目的として施行されたものであり、その影響は貸借対照表への計上として取扱われ、損益計算書へは影響しないこととなっている。

したがって、同法施行の趣旨に鑑み、減損処理の影響においても、再評価差額の範囲内においては、取崩額とのネッティングを行い、ネット損額を損益計算書へ反映させることとするか、または国際基準を準用し、当該取崩額を特別利益に計上することなどにより、結果として、減損処

理額の損益への影響額を再評価前の簿価を下回った部分のみを対象とすることとしていただきたい。

土地の時価はバブル崩壊後一貫して下降局面にあり、再評価後においては含み損が発生し、その金額も拡大傾向にあることから、適用指針どおりの処理となった場合には、損益計算書上では損失としてのみ影響することとなり、期間損益を大きく歪め、結果的に顧客において誤った解釈がなされることが懸念される。

以 上